

Title	我国に於ける小売商問題：配給組織論への理論的反省
Sub Title	
Author	岩田, 仞
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.12 (1938. 12) ,p.1669(83)- 1697(111)
JaLC DOI	10.14991/001.19381201-0083
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19381201-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

我國に於ける小賣商問題

— 配給組織論への理論的反省 —

岩 田 仞

小賣商問題として一般に論ぜられてゐるのは、云ふ迄も無く中小小賣商の窮迫に關する事實である。此の問題が採上げられたのは決して新しい事ではない。獨逸に於ては既に十九世紀末葉、小賣商の小經營の増加と滅亡とが問題化し、一八九九年の社會政策學會にゾンバルトは近代小賣商の發展傾向に關して講演を行つてゐる。我國に於てもかなり古くから論ぜられた問題である。併し乍ら資本主義の興隆期乃至は自由主義經濟の段階にあつては、小賣商問題は未だ比較的簡單であり、さして重要な問題ではなかつた。然るに資本主義經濟が一度獨占の段階へ移行するや、同問題の性質は漸く複雑化し、經濟問題としてのみならず社會問題としても重要な意義を有するに至つたのである。我國に於て小賣商問題が世間に注目され始めたのは、大正の末期から昭和の始めにかけてである。勿論夫以前に於て小賣商問題が全然無かつたのではないが、國民經濟の飛躍的發展期に際して特に小賣商問題を採上げて論ずるものは少かつた。従つて現代的意味に於ける小賣商問題は、資本主義經濟が自由經濟の段階から獨占經濟の

段階へ移行してからの事であると理解する事が出来る。即ち自由經濟が獨占經濟に依つて取つて代られ、更に景氣變動現象が歪曲せしめられ深化した恐慌の重壓に遭遇して、此處に始めて小賣商の窮迫が顯著となり、小賣商問題の重要性が認識され始めたのである。

從來我國に於ても小賣商問題は幾度か論ぜられたものであり、此處に改めて採上げる事は屋上更に屋を架すの嫌ひがあるが、併し在來の小賣商問題の取扱ひ方に幾多不満とする點があるので、敢へて此處に問題とする所以である。従つて本稿に於て、先づ從來の小賣商問題の研究に對して理論的反省を加へつゝ、我國に於ける同問題の基本的分析を行ふ事とする。

二

小賣商問題の對象たる小賣商とは、終局の消費者へ商品を販賣する商人であり、従つて同問題は社會經濟の流通部門乃至配給部門を研究の對象とする商業理論の一部として論ぜられてゐる。従つてその取扱ひ方も亦當然商業理論そのものゝ性格に依つて規定せられてゐるのである。故に先づ從來の商業理論自體に對する理論的反省を試みる事とする。

有ゆる學問の發生が、何等かの實踐的要求に基く事は明かである。經濟學、經營學に於て然り。米國に於て特に勃興した配給組織論を中心とする商業理論に關しても同様の事が云はれる。即ち最近に於ける商業理論の成立は、資本主義經濟の自由經濟より獨占經濟への構造變化をその時代的背景として、世界恐慌に基く販賣の停滯と流通部門乃至配給機構の混亂に對する實踐的要求から生れたものである。

商業は既に資本主義的生産の成立以前に於て、商品經濟と共に發生した。商品經濟の基礎は社會的分業であり、

社會的分化の發展に伴つて商業の機能は漸次發揮される。分業の發達せる社會に於ては、生産と消費とは分離し、供給と需要とは場所を異にし、時間を異にする。従つて其處に於ては生産と消費、供給と需要とを媒介し結合する商業を必要とするのである。即ち商業は商品の生産と消費とを場所的に時間的に媒介して、商品の流通乃至配給を行ふ經濟活動に外ならない。従つて生産の分野に於て自由競争が支配的である場合には、商業の社會的機能は最も良く發揮される。併し乍ら、産業革命以後近代の大規模生産が行はれるに至り、産業資本の確立を見るに及んで、商業の指導的役割は既に終つて了つた。更に生産と資本の集積並びに集中の過程の進行は、各生産過程間並びに生産と消費間の經濟的隔離を漸次消滅せしめ、流通部面に於ける商業の機能を不用ならしめたのである。而して總て社會的存在物はその社會的機能を充分に發揮し得る限り存続するものであつて、一度その社會的機能が消滅するや、最早その社會的存在は不可能となる。商業も亦その社會的機能が減退すると共に、具體的には商業を擔當する商人の排除傾向となつて顯はれた。かくして資本主義經濟が自由經濟の段階から獨占經濟の段階へ移行すると共に、社會經濟の配給機構の變革が行はれ、此處に配給組織の分析を中心とする商業理論勃興の時代的背景を見出す事が出来るのである。

更に又最近に於ける世界恐慌の勃發は、商業理論の研究に一層拍車をかける事となつた。資本主義經濟が未だ自由經濟の段階にある場合でも、恐慌は周期的に襲來した。資本主義的生産の無計畫性の爲めに、生産と消費との均衡が屢々失はれ、商品の滞貨が生れる。その過剩に生産された滞貨は、恐慌に依つて一應清算される。恐慌に依つて一切の整理が完了すると、生産は再び漸次高められて好況に向ふ。斯くして自由經濟の時代に於ては景氣の波動現象を伴ひつゝ、生産は發展したのである。企業者相互の間に自由競争が行はれる限り、生産技術は不斷に進歩し生

産方法は改善され、社會の生産力は顯著な發展を遂げる。従つてその場合問題となるのは主として生産であつた。然るに獨占經濟の段階に至るや、右の如き景氣の周期性は失はれて、恐慌は量に於ても質に於ても變化した。生産の分野に於ける獨占形成の結果、恐慌時に際して過剰生産設備の整理が充分に行はれず、價格の人為的釣上げ政策の爲めに商品の滞貨は清算されない。かくて獨占經濟の時代に於ては、生産の進歩に依つて如何にして自由競争に打勝つかと云ふ事よりも寧ろ、如何にして過剰商品を販賣するか問題となる。巨大な生産設備の大部分はその活動を休止して、商品の滞貨は激増する。かくて學問的關心も當然生産より販賣へと移らざるを得ない。世界恐慌の現象形態は世界的な販賣の停滞と云ふ形をとつて現はれ、此處に從來顧みられなかつた流通過程乃至配給機構に對する批判的分析が行はれたのである。その結果配給費用の減少と販賣技術の改善が、一つの理論的課題として登場するに至つた。最近に於ける世界恐慌に基く商品販賣の停滞の原因を、流通過程の中に見出さんとするならば、當然配給組織の吟味を必要とする。即ち配給組織を合理化する事に依つて配給費用を減少せしめんとする努力が顯はれる。(Converse: The Elements of Marketing, p. 329; Clark, Principles of Marketing, p. 405.) かくして配給組織の研究、分析が盛んとなり、配給組織論として一つの理論體系を構成するに至つたのである。(例へば右に掲げた各書のである。) 又販賣の停滞の原因は一方に於て配給費用の増大に求められると共に他方に於て販賣技術の不合理に求められ、より合理的な販賣技術を獲得する事に依つて、その欠陥を排除せんとする。此處に賣買論としての商業理論が成立する。(例へば Copeland: Principles of Merchandising Converse: The Elements of Marketing, Part V. Merchandising 等がそれである。)

併し乍ら世界恐慌そのものが、生産と消費の不均衡に基くものであつてみれば、商品販賣の停滞が、斯かる流通過程乃至配給機構の改善に依つて、何等本質的な解決策を見出し得ない事は明白である。即ち配給組織論乃至賣買

論がその當初に於て企圖した實踐的要求は何等充されない。勿論筆者は之等商業理論の學問的價値を全く否定しやうとするのではない。寧ろ従來看過された所の配給機構の全貌が明かにされると云ふ意味に於て、社會經濟の認識が一層深められ誠に慶賀すべき事である。併し乍ら前述せる如き事由から發生した商業理論は、その理論的性格に依つて、當然その研究方法が規定される。即ち流通過程の混亂を除却する事を目的として配給機構の整備を目指す結果、その研究方法は單に配給機構のみを抽出してその分析を行ふ事となる。その爲めに流通過程が再生産過程の一環に過ぎない事、従つて資本主義的生産の特質に依つて制約される事が忘却せられ、流通過程が單に一つの組織乃至機構の問題として取扱はれてしまふ事となる。例へば商業が營利を本質とする事が否定せられ、單に財貨が生産より消費へ移動する社會的組織であるとの定義が與へられる如きが之である。(本邦に於ける幾多の配給組織論に見出される) 斯かる誤れる見解は、配給過程に生ずる種々なる問題を理解し解決するに當つて、多大の障害をなすものである。小賣商問題を採り上げる場合に於ても同様である。即ち一般配給組織論にあつては小賣組織の分析に際し、配給組織を蒐集組織、仲商組織、分散組織に分類して、小賣組織が卸賣組織と共に分散組織を構成する事、並びに小賣組織に於ける各種の配給機關の種類並びにその長所短所を説明するに止まる。(前掲各書参照) 然もその觀察は専ら小賣費用の減少の見地からなされ、社會經濟の發展過程に於ける小賣商の地位の検討は忘却される。従つて小賣商問題の眞の理解は在來の商業理論に於ては不可能であると云はなければならぬ。

三

最近に於ける社會經濟の發展が、自由經濟から獨占經濟への移行である事は周知の事實である。而して此の獨占經濟の一つの特質は、獨占化過程が不均等であり跛行的であつて、決して調和的平行的ではないと云ふ點である。

生産の分野に於て云へば、生産財部門の急速なる獨占化の進行に對して、消費財部門獨占化の遲滯が對立する。然らば斯かる獨占化の進行並びにその跛行性は何を意味するか。それは從來自由經濟時代に於て見出された所の景氣の波動現象が失はれると共に、更に獨占部門に於て避けられた恐慌の有らゆる重壓が、非獨占部門に轉化せしめられると云ふ事である。而して商業部門特に小賣商業部門は、その獨占化過程が最も遲滯する部分の一つであり、其處に現代的意味に於ける小賣商困窮の本質的事情が伏在する。

資本主義經濟の發展過程に於て、生産が漸次獨占化する事は此處で改めて説明する迄もない。而して商業も亦生産の獨占化につれて漸次組織化せしめられる。商業は元來資本主義經濟機構の成立期並びに發展期に於ける自由競争を地盤として發展した。即ち生産と消費との顯著なる隔離に基く所の生産者間の自由競争、並びにその結果生ずる市場に於ける價格變動を巧みに利用して生成發展したのである。従つて商業はそれ自體自由競争を本質とした。その限りに於て商業の獨占化は、容易に行はれるものではない。併し乍ら資本主義經濟が一度獨占の段階に到達して、生産の獨占が成立し相互の自由競争が局限せしめられるや、商業も亦それに照應して自ら變質せざるを得ない。商業は流通過程の現象ではあるが、流通過程は再生産過程の一環である以上、生産の變革は當然商業にも作用する。生産に於ける獨占化過程の進行は、生産と消費との經濟的隔離を消滅せしめ、從來商業の保有せる社會的機能を探り上げる。換言すれば、市場に於ける價格作用は生産の獨占體が自ら商業に代つて遂行する事となり、自由價格は獨占價格へと移行する。生産の獨占體は商業は對しても、その購買並びに販賣の價格を決定するに至り、商業利潤は單にその差額たる手数料として與へられる。斯くして商人は全く擬制化され自由經濟に於けるが如き市場の自由競争に基く投機的利潤を得る事無く、單に獨占體の決定する財貨配給の爲めの一定の手数料を獲得する。而して斯

かる商業の變質は、逆に從來行はれ得なかつた商業自體の獨占化乃至組織化を可能にするのである。蓋しその場合最早や商業は本質上自由競争を何等前提とするものではないからである。

併し乍ら商業の獨占化は飽く迄生産の獨占化の結果止むを得ず生じたものであり、又それに包括從屬せしめられる事に注目しなければならない。即ち具體的には、生産の獨占化が行はれると、それに伴つて惹起する商業の機能停滯を防ぐべく、生産の獨占體に對抗する商人間の結合が生れる。併しやがてそれは前者に從屬せしめられ、生産獨占體の一組織部門の地位に落付くのである。従つてその間にあつて商人の從屬化と共に商人の排除傾向を生む事は云ふ迄もない。斯くて他動的にはあるが、生産部門に於ける獨占化の進展につれて商業部門の組織化も亦顯はれるのである。併し乍らその過程は生産過程に近いものから漸次行はれ、生産と直接結合する卸商部門に關して云ひ得る事であつて、小賣商部門に迄それが浸潤する事は極めて稀である。

而して小賣商部門に於て特に獨占化が容易に行はれ得ない事實は、資本主義經濟の獨占段階に於て生ずる小賣商過多並びに小賣組織の變革と云ふ現象として示される。

資本主義經濟の發展期、即ち自由經濟の段階にあつては、人口現象は農業より工業への移動を特徴とした。工業部門に於ける自由競争は、生産技術の發展、機械の採用に依つて固定資本の比重を増加せしめるけれども、それ以上の生産規模の増大が行はれて、増加人口、過剰人口を吸収するのである。かくて工業生産の顯著なる發展は、人口を農村より都會へと移動せしめた。然るに一度獨占の段階に入るや、從來見られたるが如き生産の擴張は止み、生産の制限、合理化等の手段に依る利潤の擴大が圖られるに至る。その結果工業部門に於ける就業者數の増加率は鈍化し、増加人口、過剰人口は他の部門に流入せざるを得ない。而して商業部門にあつては、前述せる如く獨占化

の傾向遅く、又固定資本の占める割合が少く、就業者を反撥する傾向が比較的少ないのである。従つて人口の一部は商業部門に向つて流入する事となる。

増加人口吸収率

	日本(1920—1930)	獨逸(1925—1933)	英國(1921—1931)	米國(1920—1930)
農林漁業	0.0	-145.9	-6.3	-3.0
鑛業	-7.3	94.7	-5.6	-1.5
工業	16.9	-160.0	40.9	17.7
商業	54.7	218.0	45.8	26.5
交通業	3.0	11.1	6.1	10.3
公務自由業	25.5	212.4	15.2	16.6
家事	5.4	-43.3	13.2	20.5
其の他の産業	1.8	-86.7	-14.3	12.7

谷口吉彦氏述「人口吸収率としての商業階級」及び竹森庄太郎氏述「支那轉變と中小商業階級」より借用
日本は國勢調査、獨逸は Statistical Year Book of the League of Nation より作成

増加小賣商人口の構成の一例
(昭和九・十年中東京市新市域に於ける)
小賣商新規開業者の開業前の職業調査

總數	3,516	100%
商業	1,832	52.1%
同業店員	234	
同業職人	1,111	
同業の商業	167	
他の商業	320	
他の職業	1,684	47.9%
無業	775	
前職	32	
工業	228	
農業	4	
水産	342	
官公吏教員	52	
會社	142	
勤職人の	109	
其の		

東京市新規開業小賣商調査書より作成

る價格決定は生産の獨占體が掌握する所であり、小賣商相互の自由競争は破局的困窮に陥らしめる。

併し乍ら生産部門に於ける獨占化乃至組織化が進行する時、小賣商部門も亦之に照應して變革される運命に置かれる。然るに右の如く小賣商部門に於ては、小賣商自體に依る組織化を阻止する事情が存在する爲めに、小賣商に代つて生産者或ひは消費者に依つてその遂行が企圖されるに至る。即ち生産者並びに卸賣商の小賣商部門への進出、消費組合並びに産業組合の發達が之である。更に又小賣商部門内部に於ても一部その經營の資本主義化が行はれ、百貨店、連鎖店等大規模經營の發生をみる。前述せる如く商業に於ては資本主義化が非常に遲滯し、特に小賣商部門にあつてはその配給組織上の地位からして經營の小規模、分散化を必要とする爲めにその傾向が一層阻害され

更に商業部門に付て云へば、卸商部門は前述せる如く工業の獨占化につれて動的にはあるが獨占化が行はれ、その部門の人口増加は阻止せしめられる。斯くて小賣商部門に増加人口は流入する事となる。小賣商は消費者に直接商品を販賣する經營である結果、小規模分散性を必要とし、又小資本で開業し得る結果、増加人口が流入して、此處に小賣商過多の現象を生むのである。然も市場に於け

るのであるが、一方に於て經營技術が進歩して資本の蒐集が容易となり、他方に於て都市の發達に依る人口の集中と交通機關の發展は、小賣商部門に於ても大資本に依る大規模經營を可能にし、此處に百貨店、連鎖店等の勃興が行はれる。かくして小賣商部門はそれ自體組織化する能力を欠くが爲めに各種の配給機關が簇出して、獨占經濟の時代に反つて小賣商組織の混亂を惹起する事となる。斯くの如き小賣商組織の變革が、獨立中小小賣商の地位を更に悪化せしめる事は云ふ迄もない。

以上の如く資本主義經濟が自由經濟の段階から獨占の段階に移行するにつれて、小賣商過多並びに小賣組織の變革なる現象が顯はれ、小賣商の困窮を齎すのである。

四

現代的意味に於ける小賣商問題が、最近の社會經濟の構造變化に基因する事は前述せる如くである。従つて小賣商問題は資本主義經濟に於ける獨占化過程に伴つて必然的に發生すると云ふ點で、世界各國に共通のものである。故に小賣商問題は資本主義經濟發展の必然的な產物としては、我國のそれも他の何れの諸國の小賣商問題とも本質上何等異なる所はない。併し乍ら具體的な小賣商問題は、同時にその國の國民經濟の構造並びにその資本主義發展の特質に照應しつゝ顯はれるものであり、我國の小賣商問題も亦、日本經濟の構造とその發展に制約される事を忘れてはならない。従つて小賣商問題の理解の爲めには、先づ一般的規定に於て把握すると共に、日本經濟の特殊性の吟味をも必要とする。

而して日本經濟の特殊性はそれ自體一つの大きな問題であるが、此處では小賣商問題に關係する限りに於て概説する事に止める。

日本に於ける産業別有業者數
(昭和五年國勢調査)

業	14,081,608
業	565,480
業	314,540
業	5,707,178
業	4,857,820
業	912,261
業	2,001,591
業	793,628
業	65,700
計	29,299,827

我國に於ける小賣商問題

我國に於ける資本主義的發展が決して正常的なものでない事は周知の事實である。日本資本主義發展の道は明治維新に依つて切り拓かれたのであるが、當時既に高度の資本主義的發展をなしつゝあつた歐米諸列強の壓力は、必然的に日本の資本主義成立の當初から強力的な國家の保護助成を必要とした。即ち國家統制が資本主義的生産方法の移植とその人爲的促進の爲めに用ひられなければならなかつたのである。然もその經濟的基礎が農村に求められた爲めに、先づ我國の農業は特異の様相を示して居る。資本主義の發展は、人口を農村より都市へ集中せしめる事に依つて、農村人口は相對的にも絶對的にも減少せしめるものであるが、我國ではかかる正常的發展が行はれなかつた。即ち我國資本主義が遅れて發達し、然もその土地が狹隘なるが爲めに、農村を資本主義化する事なく、從來の生産方法がそのまま存続した。然も資本主義的發展に依つて蓄積された資本も農村に浸潤しないうちに、工業部門には既に人爲的に獨占化が開始され農村人口の充分なる吸収を不可能ならしめたのである。かくて我國農業に於ける特色として過剰なる過少農制が生れるに至つた。而してかゝる農村人口の比重の大なる事並びに過少農制の存在は、我國の小賣商にとつて如何なる意味を持つであらうか。

小賣商の社會的機能の主たるものは、各地に散在する消費者に對して商品を配給する分散的機能である。従つて我國に於けるが如く農村の各地に過少農が散在し、然も農村人口が大なる場合には、小賣商がその機能を充分に發揮する爲めに、小賣商數の多い事並びに分散せる事を必要とする。従つて配給組織の問題とすれば、我國に

於ては小賣商存在の必要が極めて大であると云はざるを得ない。併し乍ら現實に於ける小賣商の存在餘地は、決して右の如き配給組織上に於ける技術的必要に依つて決定されるものではない。小賣商も亦營利を目標とする限り、その存在は全く商品の販賣如何に依存し、消費者の購買力の大小に依存する。然るに我國に於ける農村人口の大きな事並びに分散性は、決して購買力のそれに比例したものではない。寧ろ前述せる如く日本資本主義の成立が農村を基礎として人為的に行はれたが爲めに、農業に於ける生産力發達は阻止乃至停滞せしめられ、商品の販路としての農村の意義は減少して居る。従つて國內市場の狹隘は我が國民經濟の特色をなすものであり、その限りに於て小賣商の存在餘地は極めて少ないものであると云はなければならぬ。

更に此處で問題となるのは我國に於ける産業組合の顯著なる發展である。即ち我國には早くから國家に依る農業部門の組織化が助長せられて居る。明治三十三年既に産業組合法の制定をみた。然らば何故に早くから農業部門に對して斯かる政策が行はれたかと云へば、之亦農村が資本主義成立期の經濟的基礎を負擔した爲め、徳川時代より疲弊せる状態が改善されずに繼續し、明治政府は早くから農村を救済保育する必要にせまられたからである。その手段として農村に於ける組合の發展が助長された。かくして産業組合は政府の諸機關の援助の下に順調な發展を遂げたのである。而してかゝる産業組合の發展は、後述する如く小賣組織の變革を意味するものであり、それは小賣商人排除の結果を生み、さなきだに狭き小賣商の存在餘地は一層甚しいものとなる。

我國に於ける資本主義の特殊なる發達は、多數の過少農を殘存せしめると共に、一方に於て政府の保護助長に依つて主要工業部門の生産並びに資本の高度なる集積と集中が行はれる傍、他方に於て小規模小資本經營の驚くべき多數の殘存をみる事となつた。即ち我國工業の特色の一つは中小規模經營の多き事である。又世界大戰を契機とし

工場規模別に依る比率

	中小工場		大工場	
	使用職工 1-30人	使用職工 30-100人	使用職工 100-200人	使用職工 200人以上
工場數	85.6	10.7	2.0	1.7
職工數	29.1	19.6	10.1	41.2
生産額	19.3	17.4	10.3	53.0

有澤廣己著「日本工業統制論」に依る。

工業種別に依る比率

重工業	23
輕工業	49
其他	28
計	100

豊崎稔氏の計算に依る(「財政」三卷八號)

て我國は輕工業から重工業への移行が開始されたけれども、我國工業構成に於て消費財部門は依然として重要である。以上の如き中小規模經營並びに消費財生産工業の優越は、我國に於ける商業の存在餘地を充分に與へるものと看做さなければならぬ。即ち配給組織の問題として、生産の規模が未だ小である場合には、財貨が消費者に迄移動する爲めに、廣範な蒐集組織並びに仲商組織を必要とする。更にその生産される財貨の大部分が消費財であるとすれば、消費者に接觸する小賣組織も亦廣範なる事を必要とする。

併し乍ら此の事は更に詳細なる吟味を要するものであり、又特に小賣商に關する限り、その結論は全く逆でなければならぬのである。即ち我國の工業構成に於て消費財部門の大なる事は、決して國內市場の廣大なる事を意味するものではない。寧ろそれは國外市場への依存に依つて成立してゐるのである。明治維新以後日本の資本主義の

發展は著しく急速に行はれたが、併しそれが主として國家の保護助成に俟つ事大であつたが爲めに、資本主義發展の正常な段階は著しく短縮され、生産の發展にも拘らず國內市場の制限に早くから遭遇せざるを得なかつた。従つて我國はその經濟發展の爲めに早くから海外發展の必要に迫られ、主要産業存立の基礎も亦國外市場に置かれてゐるのである。従つて消費財工業の發展も亦輸出にこそ依存してゐるが、國內市場との關聯は決して大ではない。故に輸出商人は別として、國內商人の存在餘地は決して大ではない。特に小賣商の存在餘地を決定するものは、飽く迄國內消費者の購買力に依存するものであつて、國內市場の狹隘な我國に於ては、その産業構成の内容如何に拘らず、極めて小である事は屢々説明せる如くである。我國の人口稠密並びにその分散性なる事實も亦多數の小賣商の存在を可能ならしめるものではない。小賣商が營利を基礎とする限り、常に問題は消費者の數ではなくしてその購買力如何である。

以上述べ來つた如く我國の産業構成は、一見廣範な小賣組織と多數の小賣商を必要ならしめる如く考へられるが、それは單に、財貨の社會的配給の爲めの組織として技術的に必要なものあつて、營利的商業としての小賣商の存在餘地は極めて狹隘である。従つて前に述べた如く、獨占經濟の段階に到達し、小賣商増加の傾向が顯はれた場合、小賣商の困窮は特に甚しくなる事が豫想される。更に又我國に於ては小賣商増加の傾向を一層助長する特殊の事情が存在する。我國の人口稠密にも拘らず國內市場の狹隘なる事實は云ふ迄も無く國民所得の低位を物語るものである。我國の低賃銀問題に關しては、屢々論ぜられた所であり、此處に改めて説明する迄もない。輸出を通じての我が國民經濟の發展は、低率の賃銀と豊富なる勞働力の存在に依つて示される。而して此の低賃銀勞働力の存在は、當然何等かの兼業に依る収入増加を試ましめる。その重要な手段として、小賣商の兼業が行はれるのである。斯かる

小賣兼業者状態の一例
(舊東京市に於ける昭和六年調査)

兼業者數	12,511人
小賣商に對する割合	21.7%
本業別兼業者數	
工業	3,371人
商業	1,365人
職工及職人	850人
其他有業者	864人
恩給、金、利、生、活、者	2,100人

東京市役所編「東京市商業調査」より作成

兼業の増加は、小賣商過多の傾向に對して一展拍車をかけるものと云はざるを得ない。

以上に依つてごく大概ではあるが、日本經濟の特殊なる構造に依つて、我國の小賣商問題が特に重要性を附與されてゐる事情を場解し得たと考へる。然らば我國の小賣商問題は、具體的に如何に生成し發展したか。次にその分析を試みる事とする。

五

小賣商問題が獨占經濟の段階に於ける產物であるとすれば、我國に於ける小賣商問題發生の事情を理解する爲めには、日本資本主義が如何にして獨占の段階に到達したかの分析から始めなければならぬ。

我國に於ける獨占化の過程は世界大戰を轉期として急速に行はれた。世界大戰に際して、我國は交戰國であり乍ら大戰に依る破壊的影響から免れたのみならず、反つて軍需的商品並びに平和的商品の供給國として一大飛躍の機會が與へられたのである。海外より注文殺到に應じて生産の規模は擴大され、巨額に上る輸出と貿易外收支とは莫大な資本の蓄積を可能にした。又斯かる國民經濟の量的發展は、更に質的多化をも伴つた。即ち生産及び資本の集中、及び産業資本と銀行資本の融合を齎し、かくして獨占段階への一步が踏み出されたのである。

而して大戰に依る好況も決して永續すべきものではなかつた。大戰が終了して平和的秩序の回復に伴ふ列國經濟

の再建と共に、大戦を契機として空前の膨脹を遂げた我が國民經濟の基礎は漸く失はれるに至つたのである。即ち大正九年の春遂に反動は襲來した。更に大正十二年の大震災、昭和二年の金融恐慌は引續いて財界に大なる打撃を與へた。

而して我が國民經濟は大戦中既に自由經濟から獨占經濟への構造變化を漸次經驗しつゝあつたが爲めに、之等恐慌は自由經濟の時代に於ける如く過剰生産を徹底的に整理する事がなかつたのである。大戦中急速に蓄積された資本は驚くべき速度で膨脹した生産設備に固定化され、更に銀行資本は各種の産業資本と結合して金融資本が急速に形成され始めてゐた。自由經濟時代に於ける單なる過剰商品は比較的容易に整理される。併し獨占經濟時代に於て生産設備に固定化せられた資本の莫大な部分を過剰資本として淘汰する事は、國民經濟全般に對する著しい動搖を齎す事となり、その整理は極めて困難である。かくして大正九年來再度の恐慌に於ても、過剰生産の充分なる整理は行はれず、單なる救済策が講ぜられたのである。大正九年の恐慌時には、日銀の放出した救済資金は三億圓に達し、政府自らも低利資金七千萬圓の貸出を行つた。更に大正十二年の大震災に際して日銀は莫大な貸出をなし、昭和二年の金融恐慌には政府は八億圓の補償法に依る融資を行つたのである。以上の如く各恐慌時に於ける政府の救済、並びに財界整理の不徹底の結果、過剰資本の上に更に過剰資本は累加せられ、救済インフレーションは進行した。

併し乍ら昭和二年の金融恐慌は、中小銀行並びにそれに依存する中小企業の整理を促進せしめると共に、大銀行への預金集中、従つて資本の集中と資本主義の獨占化を一層強化する結果となつたのである。かくして獨占段階への移行が充分に行はれるや、此處に我が國民經濟の再建設が敢然として遂行される事となつた。即ち大正九年並び

に昭和二年の再度の恐慌に於て救済の形でなされたインフレーション政策に依つて阻止せられ持越された所の財界の徹底的整理を行ひ戦後に於ける世界經濟の變革に照應した我が國民經濟の再組織が強行せられるに至つたのである。昭和五年一月斷行された金解禁を出發點とする徹底的デフレーション政策と合理化運動の開始が之である。

而し獨占段階に於ける右の如き財界の整理が如何なる結果を齎らすかは明白である。獨占部門はその強大な獨占力と合理化の手段に依つて充分堪え得るのであるが、中小企業は漸次淘汰せられ、非獨占部門の混亂は擴大される。更に加へて一九二九年ニューヨーク取引所に端を發した世界恐慌の重壓が、未組織の部門に加重される事となつた。此處に於て非獨占部門たる小賣組織は極度の混亂に陥り、小賣商の困窮が顯著となり、小賣商問題に對する社會的關心を引起すに至つたのである。後述する如く、小賣組織の變革に對する反産運動並びに對百貨店運動が全國的規模に擴大して、更に政治問題化したのは昭和七・八年の事に屬し、商業組合が制定され小賣商困窮に對する救済が積極的に行はれるに至つたのもその頃である。勿論小賣商の救済が問題となつたのは、決して當時に始まつたものではなく、大正十二年頃迄さかのぼる事が出来る。即ち小賣商問題の發生は、大戦後我が國民經濟に於ける獨占過程が進行せる時に始まる。併し小賣商困窮が深刻化して、その救済が社會運動或ひは政治運動に迄發展したのは、金解禁に依つて、獨占部門との對立が顯著となり、世界恐慌の重壓が非獨占部門に加重せられてからである。然らば我國の小賣商問題並びにその對策は、具體的に如何なる形をとつて顯はれたであらうか。

六

我國に於て小賣商困窮の原因として最も早くから問題とされ、その對策が要望せられたのは、中小小賣商の金融難であつた。大正十二年の大震災後、中小小賣商の窮狀が訴へられるや、政府は同年十月預金部資金一千萬圓を限

度として中小商業者に貸出を行ひ、日銀をして金融疏通の途をはからしめた。更に昭和二年の金融恐慌に基く中小銀行の整理、銀行の集中、並びに夫れ以來行はれた政府の銀行合同勸奨は、中小小賣商の金融に對して少なからざる影響を與へ、此處に於て金融難に基く中小小賣商の窮迫が先づ問題化するに至つたのである。

昭和四年三月財團法人工政會は中小小賣工業金融機關の設置を建議し、同五月には東京實業組合聯合會が中小小賣工業金融案として特殊の庶民銀行設立を建議した。又東京商工會議所に於ては東京市内重要物産同業組合に對して、金融事項に關し借入條件、貸付機關の組織、貸付不圓滑に依る窮狀等を照會し、小賣商の金融難を調査して、その對策を講ぜんとしたのである。その他東京市小賣商團體十一日會が貸付及保證機關の設置、同業組合の改良及び町内會の助成に付き建議したのを始めとして、各地小賣商は小賣商金融の改善を中心として、その救濟方を要望するに至つた。

勿論政府にあつても之が對策に努力し、昭和二年の金融恐慌後中小小賣工業者の金融の道が杜絶したに鑑み、昭和三年一月中小小賣工業者應急資金として、預金部資金五千萬圓を興銀、勸銀、農工銀行、各府縣產業組合、中央金庫を経て融通する事に決定し、その約七割は商業者に貸付けられたのである。其の後政府の低利資金の融通は屢々行はれた。昭和五年金解禁の結果のデフレーションに依る財界不況期に二千五百萬圓が信用組合經由中小小賣工業者資金として貸出され、昭和七年には預金部資金三千萬圓を更に引續いて昭和九年迄に三千萬圓を追加放出し、昭和九・十年各種災地に對する中小小賣工業者復興資金一千五百萬圓が融通された。その他農村及中小小賣工業關係元利支拂資金、高利債借換資金、中小小賣工業振興資金、各種組合普通事業資金等巨額の融資が行はれてゐる。而して政府の金融對策は右の如き資金の放出のみならず、金融助成制度として道府縣六大都市中小小賣工業資金損失補償制度(昭和七年)、罹災地中小小賣工業復興資金融通損失再補償制度(昭和九年)、中小小賣工業振興資金融通損失再補償制度(昭和十二年)、信用保證制度(昭和十二年)等を設け、又市街地信用組合及び產業組合中央金庫、商工組合中央金庫(昭和十一年)、庶民金庫(昭和十三年)等中小小賣工業の爲めの特殊金融機關を設立した。

以上の如く、中小小賣商に對する各種の金融對策が行はれたにも拘らず、小賣商の金融難は依然として解決されてゐない。中小小賣商困難の原因としてその金融難は屢々擧げられる所であるが、併しその金融上の不備欠陥を改善したとしても、たゞそれのみに依つて中小小賣商問題を根本的に解決し得ると考へてはならない。蓋し中小小賣商の困窮は、本質的には社會經濟の構造變化に依つて惹起せしめられたものであり、その金融難もその結果生じた一つの附隨的な現象に過ぎないからである。社會構造に於ける小賣組織をそのままに放置するならば、如何に金融疏通の途をはかつたとしても結局資金は一時の急場を凌ぐに足るのみであつてそれに依つて中小小賣商の更生を期待する事は出来ない。資金の融通はたゞ問題を一時遷延するに過ぎず、眞の問題解決となり得ないのである。

小賣商對策として、金融の改善と共に唱へられるのは、小賣商經營の合理化である、小賣商の困窮が金解禁以後の合理化運動旺盛なる時期に激化した爲めに、小賣商問題の解決に當つても、その經營の合理化が主張せられた。昭和四年末、商工審議特別委員會は、小賣商制度改善策として、經營の合理化、商品の安價購入、販賣の合理化、金融の改善に付て審議し、翌五年五月には商工審議會は中小小賣商の存在が必要であるにも拘らず益々窮境に陥るに顧み、その改善策として中小小賣商の自助自衛の精神を強調して、經營の合理化を促進する事を決議した。更にその手段として(一)營業上の無駄を省き、營業費の低減を圖り且つ家計と營業費との混同を避ける事、(二)商品の安價仕入を圖るための方法として、(イ)共同購入、大量仕入、(ロ)直接購入、(ハ)共同設備(運送、倉庫、加工工

場等)。(三)販賣の合理化の爲めに、(イ)設備の改善(建物、陳列、サービス、廣告等)(ロ)回轉率本位(手持品減少)、(ハ)掛値驅引の禁止(ニ)現金賣、(ホ)正味數量の嚴守、(四)金融の緩和策として、(イ)中小小賣商の信用能力の薄弱なるため結合する事、(ロ)中小小賣商の爲めの金融機關の設立(市街地信用組合、銀行金融、同業者間の金融等の改善)等の方策が決議された。要するに右の決議の主張する所は當時の一般財界の合理化運動に照應して、小賣商部門に對してもその經營の合理化を徹底せしめる事にある。然らばかゝる方策が現實の小賣商問題解決に當つて如何なる意味を持つものであらうか。

小賣商困窮に對する救済策として、經營の合理化は屢々主張される所である。前述せる如く商業理論もその理論的性格からして、常に商業に於ける經營の改善合理化を強調する。小賣商の更生に關しても同様である。即ち小賣商に對しては家計と營業の混合が指摘される。而して小賣商困窮の原因が一部かゝる經營の非合理性に基く事は事實であるが、その除却に依つて小賣商の更生が充分可能であるとは考へられない。最近に於ける小賣商困窮の原因が社會經濟の構造變化に基く以上、單に小賣商自體の經營改善を以て、その困窮から脱却する事は不可能である。寧ろ家計が營業と分離し得ないのは逆に小賣商困窮の事情に基くものであると云ふのが實狀である。若し小賣商にしてその存在發展の餘地が充分に存在するならば、兩者の分離は容易に行はれ得るけれども、小賣商の生活が困窮せる結果、營業に於ける貨幣的行爲が家計に迄喰ひ入つてゐると考ふべきである。従つて小賣商對策としての經營の合理化は、單に消極的の意味を持つに過ぎない。

七

獨占經濟の時代に小賣組織の混亂が惹起され、それが小賣商問題の一つの重要な要素をなす事は前述せる所であ

る。我國に於ても戦後獨占段階に移行するにつれて、小賣組織の變革が齎され、對産業組合並びに百貨店問題が恰も小賣商問題の中樞をなすの觀を呈した。勿論此の外に生産者賣店、小賣市場、連鎖店、消費組合等各種の小賣配給機關の出現をみたが、之等はさして問題となる程の發達が行はれなかつた。従つて以下特に産業組合と百貨店の問題のみを採上げる事とする。

我が國民經濟の特殊な性格からして農業部門が非常に重要な地位を占める事、従つて早くから農業部門に對して組織化助長の政策が採られ産業組合の發展をみた事は前述せる如くである。而して國民經濟が一度獨占の段階に到達するや、此の傾向は一層顯著となつた。即ち大正の末期から昭和の始めに至る期間は産業組合發達史上劃期的の時期である。當時一方に於て從來信用事業を中心とした組合から購買並びに販賣事業を中心とした組合へとその事業範圍が擴大されると共に、他方に於て組合運動自體の組織化乃至系統化が行はれ組織の整理と全國的聯合機關が編成されるに至つたのである。

大正十二年に全國購買組合聯合會及び産業組合中央金庫が、又昭和二年には大日本生糸販賣組合聯合會が相次いで設立された。それと同時に政府は之等全國聯合會に種々なる特典を與へる事に依つて、組合發展を助長したのである。又大正十四年農林省内に産業組合課を設けた事は産業組合を農村對策の具體的機關として積極的に利用せんとする政府の企圖を示すものである。更に翌年福岡縣を始め各地方にも續々産業組合課の設置が行はれ、中央地方を通じて政府組合間の密接な連絡をみると共に各種の免除特典が與へられるに至つた。

併し乍ら政府の各種農村救済策にも拘らず、農村の不況は何等改善されず、昭和六七年に至るや農業恐慌は更に急性化するに至つたのである。此の事は産業組合の發展に一層拍車をかける事となつた。即ち獨占の段階に於

ける恐慌下にあつては、工業部門が、その各種の獨占形態を通じて獨占價格を維持する爲に、肥料其の他農民の購買品の價格は下落せざるに對して、農民の販賣する商品の價格は低落するのを特色とする。従つてかゝる状態を脱せしめるには、農業部門の組織化乃至獨占化に俟たなければならない。かくして昭和五年、十ヶ年計畫四百萬圓の資金を以て産業組合の肥料配給助成計畫が樹立され、昭和七年には農林省經濟更生部は農山漁村更生計畫を作成實行し、産業組合中央會で産業組合擴充五ヶ年計畫を發表して昭和八年度を以てその實行第一年度とした。その結果産業組合は異常な發展を遂げるに至り、然も販賣並びに購入と云ふ配給組合としての發展は顯著なものがあつた。

斯かる政府の保護助長の下に於ける産業組合の發展、殊に配給組織への進出が顯著となるにつれ、商人の存在餘地はそれだけ削減せしめられ、商人排除の傾向を生む。小賣商も亦その一部として打撃を蒙り、殊に購買組合の主要取扱品、肥料、日用品、雜貨の小賣商の營業は著しく壓迫された。その結果不況に悩む中小業者はその疲弊を一層激化する事となり、此處に中小業者の商權擁護を目的とする反産運動が擡頭するに至つたのである。反産運動は昭和四年前後から漸く盛んとなり、昭和七年前述せる二計畫が實行されるや、反産運動は全國的規模に迄擴大され、昭和八年十月全國日本商權擁護聯盟が結成された。かくして反産運動は全國的に組織化されると共に、肥料商、米穀商のみならず雜貨、文具、石炭、油類、酒、醫油等の商業者から、醫師會及び理髮業組合、商工會議所に至る迄その運動に投じたのである。

而して之等反産運動の目標とする所は何かと云へば、それは産業組合に對する各種免税の特典、各種補助金、助成金の交付を始め、過度の保護助長を撤廢する點にある。然らば之等を目標とする反産運動が、小賣商問題解決に如何なる意味を持つか。前述せる如く産業組合の發展は、我が國民經濟の重要な基礎をなす農村を救済するが爲め

に行はれたものであり、然る限り産業組合の發展を阻害するが如き方策は決して期待し得るものではない。政府も亦反産運動に對して大體默殺の態度をとつてゐる。獨占經濟の時代には、配給組織も亦當然生産の獨占化に照應して變革されなければならないのであつて、たとへそれが農民によつて行はれないとしても、他の何等かの配給機關に依つて遂行さるべきものである。従つて小賣商問題の解決に於て、産業組合の抑制は決して充分なる効果を齎すものではない。

我國に於ける獨占時代の小賣組織の變革は、一方に於て産業組合の進出が行はれると共に、他方に於て百貨店の勃興をみた。

我國の百貨店の起源は通常明治三十七年三越の株式會社變更に求められる。併し乍ら大正十二年に至る迄は、その發展は誠に微々たるものであつた。然もその顧客層は上流乃至は中流に限られ、高級品を主として取扱つて居たが爲め、一般中小小賣商との間に何等の軋轢も生じなかつた。然るに大正十二年の大震災を轉期として、百貨店は飛躍的に發展した。昭和六年には震災直前に比して賣場面積は約五倍半(一萬五千坪に對して八萬二千坪)に激増した。斯かる百貨店の量的發展と共に、取扱商品も高級品より日用品への擴張されるに至つたのである。従つて斯かる百貨店の發展の進出が、一般中小小賣商にとつて打撃である事は云ふ迄もない。資本主義經濟下に於ける自由競争は結局資本力の大小に依つて決定される。かくして恐慌の重壓に悩む中小小賣商困窮打壞の運動は對百貨店鬭争として顯はれたのである。

對百貨店問題は、百貨店の同業組合加盟の問題に端を發してゐる。併しそれは昭和三年同業組合法に「但し營業上特別の情況に依り農商務大臣(商工大臣)に於て加入の必要なしと認むる者は此の限りに在らず」との但書が付さ

れた事に依つて落着した。又昭和四年頃百貨店の商品券が百貨店の不常な特典であるとして、之が禁止の運動が行はれた。併し之等は何れも未ださして重要なものでなく、個別問題に對する抗争に過ぎなかつたのである。

昭和六年の金解禁を中心とする不況期に於て百貨店の業績も幾分低下したけれども、その新設擴張は益々活潑となり、百貨店の出張販賣、支店分店の設置、囤政策、過當サービス、無料配達區域の擴張等は小賣商に對して少からざる打撃を與へた、此處に於てさなきだり恐慌の重壓に悩む中小小賣商はその打撃策として對百貨店運動を積極的に開始するに至つたのである。即ち昭和七年には日本中小商工聯盟、全日本商店聯盟等の結成をみ、全國的規模に於て運動は發展し、百貨店抑壓の法案が種々提出されるに至つた。斯かる事態に對して、百貨店側も遂に同年八月十一日自制協定を行ひ、翌八年には百貨店商業組合が組織されるに至つて自制協定を基礎として次の如き統制規定が實施されるに至つた。(一)出張賣出を行はず、(二)支店分店を新設せず、(三)過當サービス、囤販賣を行はず、(四)無料又は割引料金にて顧客の送迎をなさず、(五)組合規定の區域外無料配達を行はず、(六)毎月一定の日數休業等である、又昭和七年には商品券取締法が公布され、商品券發行額の二分の一の國債供託、券面額五圓未滿の商品券の發行禁止が命ぜられた。

其の後百貨店法案の提案は六十三議會(昭和七年)に行はれたのを始めとして、六十三、六十五、六十九、七十議會に毎回提出せられ、昭和十二年七十一議會に至つて始めて兩院を通過して公布せられた。同法案に依つて百貨店はその營業許可、店舗の新設擴張等の國家統制が行はれる事になつたのである。

然らばかゝる對百貨店問題が小賣商問題の解決に對してどれだけの重要性を有するであらうか。勿論百貨店の進出はそれだけ一般中小小賣商の存在餘地を減少せしめる事は云ふ迄もない。併し乍ら消費の本來的性質が散在性に

ある以上、小賣業の大規模化には一定の限度がある。米國では對百貨店問題は既に過去の問題となつており、我國に於ても事實百貨店の一般中小小賣商に對する重壓率がさして大でない事が實證されてゐる。又假令百貨店の取扱商品が擴大されたとしても、買廻品以外に於ては百貨店はその特異の機能を充分に發揮し得ない。然も百貨店法案が制定され、百貨店の施設の方面に國家統制が行はれるに至つた今日、小賣商問題としての對百貨店問題は既に過去ものに屬すると云つてよい。

八

最後に小賣商問題に於ける最も重要なものとして、小賣商の組織化乃至獨占化に付て述べなければならぬ。蓋し小賣商困窮の本質的事情が、屢々述べる如く獨占段階に於て取殘された部門である點に見出される以上、その根本的解決は小賣商自體の組織化、獨占化以外に道はないからである。而して小賣商部門が社會經濟の發展過程に於て、その組織化が最も遲滯する部分であり、従つてその爲めには小賣商自體の努力と並んで國家的統制を必要とする。金解禁以後小賣組織の混亂と小賣商の困窮が顯著となるや、昭和七年商業組合法の制定をみるに至つた。此處に於て小賣商部門に對する組織化を國家の手に依つて積極的に助長する事が漸く開始されたのである。勿論商業組合法の制定以前に於ても、中小小賣商の結合は自主的に徐々にではあるが行はれてゐた。例へば

共同仕入を目的として全東京洋品商チェーン、横濱雜貨小賣聯盟、大阪洋品雜貨聯盟、大阪小供服織物同盟會、大東京履物チェーン、大東京履物研究會、大東京セトモノチェーン、東京陶磁器小賣商同盟會、東京共益會、東京新進俱樂部、東京日進組、大東京文房具商チェーン、東京紅白會、東京實業藥劑師會、東京優良品販賣會、國産自轉車普及株式會社、大阪市公設市場内指定商人團體、共同仕入吳服聯盟等があり、又共同販賣を目的として、岡山専門店會の聯合十錢ストア、同會の

聯合出張販賣、東京實業藥劑師會、東京紅白會、全東京洋品商聯盟及び各都市専門店會等の專賣品販賣がある。其の他共同配達、營業用品の共同仕入、金融見本市及商品市、其の他共同施設を行ふものがあつた。

併し乍ら昭和七年の時局匡救の臨時議會に提案せられた商業組合法が實施されるに及んで、組合の數は急速に増加して、此處に小賣商の結合は飛躍的發展を遂げるに至つたのである。

而して商業組合法に規定せる事業は、(一)經濟的共同事業として取扱商品の仕入、保管、運搬(二)營業の統制事業、(三)資金の貸付及貯金の受入を中心とする金融事業、(四)其の他營業上の指導、研究、調査、宣傳、廣告、機關紙の發行等である。

然らば右の如き内容を持つ商業組合法が、小賣商對策として如何なる意味を持つか。中小商工業者の結合助成に關する政府の政策は決して當時に於て始めて行はれたのではない。明治三十年四月重要輸出品同業組合法が制定され、次いで同一趣旨を一般重要物産にも適用する必要が認められ、明治三十三年重要物産同業組合法の制定公布をみてゐる。併し乍ら當時は未だ資本主義の發展期であり、中小商工業を特に救済せんとする企圖はなく、その目的はたゞ不正な自由競争の爲めに粗製濫造に流れる事を共同の利益の爲めに防止するに止つてゐた。即ち同業組合法が主として製品の検査に重きを置き、後大正六年農商務次官通牒に由つて價格協定を禁止せる如きは、當時の時代的背景を反映せるものである。然るに商業組合法の制定は、獨占時代に於ける産物であつて、その目的は粗製濫造防止の外に、中小商業者の結合に依る共同販賣並びに購入の利益に均霑せんとするものである。併し乍らそれだけであつて決してそれ以上ではない。即ち生産の獨占體の如く自由に生産及び價格を決定し得るものではなく、たゞ販賣並びに購買に於ける大規模經營の利益を目的とするに止まるのである。従つて百貨店其他の大規模小賣商に對

する對抗策としては效果的であるが、小賣商の獨占化には未だ遠しと云はなければならぬ。商業組合法は、一應營業の統制を目標とする項目を加へて居るけれども、その統制方法の根柢は飽く迄自由經濟時代の任意主義に依つて居る。即ち組合の加入及び脱退は中小商業者の自由に委せられて居る。尤も同法第九條に依つて行政官廳の命令を以てアウトサイダーをも組合に強制加入せしめる道は開かれてゐたが、此の統制命令の發動は殆んど全く行はれなかつたかゝる任意主義に依る限り、組合の統制を強制的に組合員に遵奉せしめる事は不可能である。従つて商業組合も亦、小賣商組織の獨占化に對して決して充分なものではないのである。

而して小賣商の困窮が、各種の對策にも拘らず何等改善される所がないために、此の數年來漸くにして小賣商の獨占化の問題が、小賣商對策として切實に要望されるに至つた、從來に於ても或る種のものにあつては同業組合や準則組合の中に距離制限と關聯して同業者數の制限を行つてゐるものもあつた。例へば東京府下に於て牛乳、靴、履物、白米、酒類、蒲團蚊帳、食物等の同業組合及び青果小賣、自動車、雜誌販賣業、書籍商、寫真材料商の準則組合があり、自治的に數を制限してゐる。而して昭和九年頃より小賣商問題を根本的に解決する爲めには小賣商の數を制限する必要ありとして、關係當局への請願又は陳情が開始されるに至つた。例へば昭和九年一般的には京都商工組合聯合會、横濱實業組合聯合會、個別的には東京眼鏡製造販賣同業組合(眼鏡の選定販賣業の既得權確證及免許制度實施方要望)、東京青果小賣商組合(青果小賣業の距離制限並に營業の免許制に關する法律制定方要望)を始め各地の實業團體及各種業者から商工省、府縣、商工會議所等に陳情書が提出せられた。それに顧應して日本商工會議所は商工省内に設置された小賣商改善調査委員會の審議項目に従つて全国各地の商工會議所に對して小賣商許可制採用の賛否を質問し意見を求めた。又東京商工會議所も昭和九年に設置した小賣商問題特別委員會に昭和十一年

小賣商數別制限問題を付議し、日本商工會議所を通じて全國商工會議所、各府縣經濟部長、市役所、同業組合へ質問書を發し、その回答及東京市内商業組合、同業組合、準別組合、各種小賣商業の座談會の意見を基礎として具體案の作成を行つた。更に引續き十數回の同委員會に於て付議し、昭和十一年「小賣業統制組合法案要項」を規定して商工大臣宛建議をなした。

以上の如き幾多の要望建議にも拘らず、それに對する政策は甚だ微濫的である。然らば小賣商の獨占化が小賣商問題の根本的解決策であるにも拘らず、國家政策は何が故に微濫的であるのか。その理由の第一は小賣商が直接に一般消費者と接觸してゐると云ふ事情である。一般に小賣商の社會的機能の重要なものとして、それが消費者の利益代表者たる點が擧げられる。然るに小賣商の組織化が行はれ、それに對して獨占力が與へられる時は、逆に一般消費者の利益を害す恐れがある。又小賣商部門が組織化された場合には、流通過程の結合の特色として、生産者乃至卸賣商との間に垂直的結合關係が成立し、消費者よりも寧ろ生産者の代表者たる性格を付與されるに至る。即ち小賣商部門の組織化は必然的にその仕入先との密接な繼續的賣買關係を固定化する傾向となり、特定仕入先への小賣商の緊縛の裡に、垂直的結合關係の成立を見る。その結果小賣商は漸次その獨自性を失ひ、販賣代理人化してしまふ。流通過程は再生産過程の一環であり、流通部門の組織化は飽くまで生産過程のそれに内包從屬せしめられるものである。たとへば小賣商部門に於ける水平的結合が強固であり、生産者乃至卸賣商との間に闘争が行はれたとしても、自然に放置される限り生産者並びに卸賣商部門への進出に依つて、小賣商の水平的結合の効果は消失してしまふ。かくして小賣商部門の水平的結合は生産者乃至卸賣商との垂直的關聯に於てのみ成立する事が出来る。従つて小賣商が良く消費者の代表者たり得なくなるのである。此處に政府が小賣商の獨占化に對して積極的たり得ない理由が見出される。

更に政府の小賣商統制策を遲滯化せしめるより、重要な事情は、前述せる如く獨占段階に於て小賣商部門が過剩人口・増加人口の一時的流入所としての役立つて居る事である。即ち他の諸部門に於て獨占化が進行した場合、小賣商部門への人口流入増加が豫想され、たとへば小賣商の新陳代謝は盛んに行はれるとも、絶對數に於ては増加の一路を辿る。その爲めにその部門の生活苦が増大するのであるが、他面過剩人口、増加人口の一時的捌口として重要な役割を演じるのである。従つて小賣商困窮の根本的解決策としての同部門の組織化乃至獨占化は、人口問題、社會問題として容易に行ひ得ない所である。小賣商部門の獨占化は、社會經濟構造の急激な然も極度の變革を俟つて始めて行ひ得るものである。即ち小賣商窮迫の原因が屢々小賣商過多の事實にある事が主張され乍ら、然もその制限政策が容易に行はれず、止むを得ず自然淘汰に任すべきであるとの論が行はれるのはその間の事情を物語つてゐる。以上の如き理由からして、我國に於て小賣商の制限乃至許可制度は實行不可能或ひは前途遼遠とせられ、たゞ組合の發達に依る自治的制限のみが期待されてるに過ぎない。併しその組合すらも開放性が主張せられ、任意主義に立脚する限り小賣商過多の問題を解決するに充分ではない。かくて獨占段階に於ける小賣商問題は未解決のまま残されたのである。

然るに今や支那事變を契機として戰時體制への編成替が急激に行はれつゝあると共に、國民經濟全般に亘つて統制が強化されるに至つた。かくして小賣商問題も亦自らその様相を變へる事となり、從來未解決の儘残された小賣商問題も、國家の強力的統制の進展に依り寧ろ解決への道を近づきつゝあるの觀がある。即ち昭和十三年の商業組合法の改正、商工省厚生省の各種轉業對策等は小賣商問題の將來に對して大なる暗示を與へるものである。